

伊 勢 市 公 報

第 269 号
平成 29 年 1 月 20 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	2
訓 令	
○ 伊勢市地籍調査作業規程の一部を改正する訓令	4
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	6
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	7
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	8
公 告	
○ 公示送達	9
○ 公示送達	10

伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 1 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 1 号

伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市個人情報保護条例施行規則（平成17年伊勢市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項及び第 5 条の 3 第 2 項中「第19条第13号」を「第19条第14号」に改める。

附 則

この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成29年 5 月30日）から施行する。

伊勢市地籍調査作業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 1 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 1 号

伊勢市地籍調査作業規程の一部を改正する訓令

伊勢市地籍調査作業規程（平成 22 年伊勢市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び地籍調査作業規程準則運用基準（平成 14 年国土国第 590 号国土交通省土地・水資源局長通知）」を「、地籍調査作業規程準則運用基準（平成 14 年 3 月 14 日国土国第 590 号国土交通省土地・水資源局長通知）及び被災地域境界基本調査作業規程準則（平成 28 年国土交通省令第 66 号）」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市教育委員会告示第1号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成29年1月13日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

記

- 1 日 時 平成29年1月18日（水）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
議案第1号 平成29年度学校教務員、給食調理士及び幼稚園教諭の人事
異動方針について

伊勢市上下水道事業告示第1号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成29年1月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
359	ツバキ水利	志摩市大王町波切 3862番地17	平成28年12月16日

伊勢市上下水道事業告示第2号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成29年1月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
403	株式会社 三重管工	多気郡明和町大字大 淀乙744番地	平成29年1月12日

伊勢市公告第 1 号

公 示 送 達

下記の者の平成 28 年度軽自動車税（全期）督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 29 年 1 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 2 号

公 示 送 達

下記の者の差押解除通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 29 年 1 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略